

内山大三筆

よいた

5月 (No. 23)

昭和43年5月15日 発行 / 与板町 (代表者 与板町長 内山大三) 編集 与板町だより編集委員会



● こどもを交通事故から守ろう

春の全国交通安全運動実施中

期間 5月11日から5月20日まで

こどもたちは危険に対するとつきの判断ができません。今、こども達を交通事故から守ろうと春の全国交通安全運動が展開されています。道

路で遊んでいるこどもがいたら、ひと声注意して事故から守つてやつて下さい。

人口の動き		
4月30日現在		
人口	8,263人	
男	3,997人	
女	4,266人	
世帯	1,785	
出生	12人	死亡 4人
転入	62人	転出 71人

改正された 保育料及び保育単価	2
地方税法の一部改正	2
国民皆年金	3
良寛さまの書簡と与板	3
農業委員改選	4

おもな内容は

交通豆知識

自動車はブレーキを踏んでも、すぐに止まれません。運転している人が「あぶないつ」と思つて急ブレーキをかけても5~15メートルは走ります。下の表は、自動車のスピードとブレーキの関係を示したものです。又、人間は1メートル歩くのに約1秒かかります。幅10メートルの道路を横断するときは右のほうは55メートル、左のほうは110メートルむこうに自動車がいれば、渡り始めては危険です。

自動車秒速一覧

時速	1秒間に走る距離 (概数)	空走距離 (ブレーキを踏んでからブレーキがきき始めるまでの距離)
20kmのとき	5.5 m	4.5 m
30 "	8.3 "	6.0 "
40 "	11.1 "	8.3 "
50 "	13.9 "	10.5 "
60 "	16.7 "	12.8 "

よいた町だより 43. 5. 15 発行

【4】

農業委員改選

昭和四十三年三月三十一日任期が満了した農業委員の選挙は三月十九日告示され三月二十二日立候補者がメ切られましたが立候補者と定数が同数でありましたので無投票で当選が決まりました。今回の選挙から定数を従来より三名減じて十二名とし、他に町長が選任する委員七名と合わせて十九名となりました。尚、会長には、藤井喜作氏、会長代理には遠藤栄七氏が各々両選されました。委員の氏名は次の通りです。選別 倉品藤三八 南中



税金の前納制度について
皆さん税金の前納制度をご存知ですか？

町県民税・国定資産税(国民健康保険税・軽自動車税は除く)には前納制度があります。この前納制度を利用致しますと、税額に応じた報奨金が出ます。報奨金の計算方法は次の通りです。

又、具体的な例をあげて

選任	選任	選任	選任	選任	選任	選任	選任	選任	選任	選任
小林千代司	藤井喜作	大橋重次郎	風間信吉	安達哲一	柄沢利雄	山田彦一	丸山幸一郎	吉岡兵之助	真島権太夫	山田与志雄
竹内健次	坂田均	森田健次	遠藤栄七	黒川与志雄	山田与志雄	黒川与志雄	黒川与志雄	黒川与志雄	黒川与志雄	黒川与志雄
廣野	野原	安原	廣原	馬越	馬越	馬越	馬越	馬越	馬越	馬越

みますと、固定資産税の全期税額四〇〇〇円(各期一〇〇〇円)の場合報奨金は次の通りです。
四月十六日に納付した場

1) 1,000 × (1/100) × 月数 = 30円
2) 1,000 × (1/100) × 月数 = 50円
3) 1,000 × (1/100) × 月数 = 80円

改正された保育料及び保育単価

昭和43年4月分から保育料及び保育単価が次のように改正されました。

1. 保育料

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	徴収金基準額(月額)		
	3才以上の児童の場合	3才未満の児童の場合	
A階層	0	0	
B階層	0	0	
C階層	前年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税世帯	現行 900円が1,100円に	現行1,350円が1,550円に
	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	" 1,150円が1,350円に	" 1,550円が1,750円に
	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	" 1,400円が1,600円に	" 1,800円が2,000円に
D階層	前年度分の所得課税額が3,000円未満である世帯	" 1,950円が2,150円に	" 2,400円が2,600円に
	前年度分の所得課税額が3,000円以上30,000円未満である世帯	現行 2,830円が3,290円に	3才児の保育単価 3,290円に
	前年度分の所得課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	同 上	4才以上児の保育単価 3,040円に

保育料は以上の階層区分によって決められ、更に固定資産のある世帯については次の表により加算されます。

固定資産税額による附加基準表

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	C階層の第2階層
C階層の第2階層に属し、前年度分の "	C階層の第3階層
C階層の第3階層に属し、前年度分の "	D階層の第1階層
D階層の第1階層に属し、前年度分の "	D階層の第2階層

2. 保育単価

その月の初日措置児童の年齢区分	基本分保育単価	寒冷地手当として加算される額	児童用採暖費として加算される額	民間施設費調整費加算額	保育単価の計
3才未満児	8,980円	260円	50円	340円	9,630円
3才児	3,170	70	50	100	3,390
4才以上児	2,920	70	50	90	3,130

「注」 保育料は保護者から納めて頂くものを云い、保育単価は保育所に対して町が支払う児童1人当りの月額単価を云います。

保育料の改正によって5月に納めて頂く保育料は改正された保育料と4月分の差額を合計した額となります。

例えば Cの第1階層の世帯では
1,100円+(1,100円-900) = 1,300円を5月に納入となります。

これから液化石油ガスの販売事業をされる方に

与板町告示第21号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液化石油ガス法)が43年3月1日より施行されております。この法律により液化石油ガス(プロパンガス)の販売事業をしようとする者は販売事業許可申請書及び関係書類を添付して許可行政庁(通商産業大臣若しくは所在地を管轄する県知事)の許可を受けなければなりません。この許可を受ける段階において液化石油ガスの販売施設を新設、若しくは既存の施設を変更する場合は消防長の意見書が必要であります。そこで意見書を必要とされる液化石油ガス販売事業者、若しくは販売事業をしようとする者は消防長に「意見書交付申請書」(申請書は消防本部にあります。)を提出していただきます。なお、この場合には次の書類を添付していただきます。

1. 液化石油ガス販売事業許可申請書の写し。
2. 販売施設の位置(他の施設との関係位置を含む。)及び附近の状況を示す図面。
3. 事業計画書(液化石油ガス法施行規則第3条第2項第2号に定めるものから資金計画の部分を除いたもの。)
4. 防火管理の計画書。

以上のことについて不明の点がありましたら消防本部にお問い合わせ下さい。

- 地方税法の一部改正
- 一、個人の道府県民税及び市町村民税。
 - (-)所得控除額が次の通り改正されました。
 - ⑦基礎控除額現行十萬円から十一萬円に。
 - ⑧配偶者控除額現行八萬円から九萬円に。
 - ⑨扶養控除額。控除対象配偶者のない場合、第一目的の扶養親族について現行七萬円から八萬円に、その他の扶養親族については現行四萬円から五萬円に。
 - ⑩障害者控除・老年者控除・寡婦控除又勤労学生控除額現行五萬円から六萬円又特別障害者の障害者控除額現行五萬円から八萬円に。
 - ⑪小規模企業共済掛金控除が新設されました。
 - ⑫生命保険料控除の最高限度額が現行二萬二千五百円から二萬五千元に。
 - (-)専従者控除の控除限度額が次の通り改正されました。
 - ⑬青色申告者について現行十二萬円から十七萬円に。
 - ⑭白色申告者について現行八萬円から十一萬円に。
 - (-)障害者・未成年者・老年者又は寡婦についての非課税の範囲が現行二十六萬円から二十八萬円に改正されました。
 - 二、軽自動車税の一部が次の通り改正されました。
 - (-)原動機付自転車及び特定の小型特殊自動車に対する月割課税が廃止されました。

福祉年金を受けているみなさんへ

今年も、福祉年金を受けている方、及び配偶者並びに扶養義務者の前年の所得を届け出ただけで時期がまいりました。この届け出をしないと、今年五月から、来年四月までの福祉年金を受けられません。なるべく早く、国民年金証書と印鑑それに恩給とか、遺族年金、又は厚生年金などを受給している場合は、そのことがわかる書類(証書等)をもつて役場にお届け下さい。(五月中旬)

なお今年予定されている法律の改正点についてお知らせします。

1. 年金の増額

昭和43年10月分から老令福祉年金が月額100円・障害・母子・準母子福祉年金がそれぞれ月額200円増額されます。
2. 所得制限の緩和

イ、昭和43年5月分から本人の所得制限々度額が26万円から28万円に、また加算額が6万円から8万円にそれぞれ緩和されます。

ロ、昭和43年5月分から、配偶者及び扶養義務者の所得制限々度額(扶養親族数が5人の場合)が、79万円から87万5千円に緩和されます。

国民皆年金

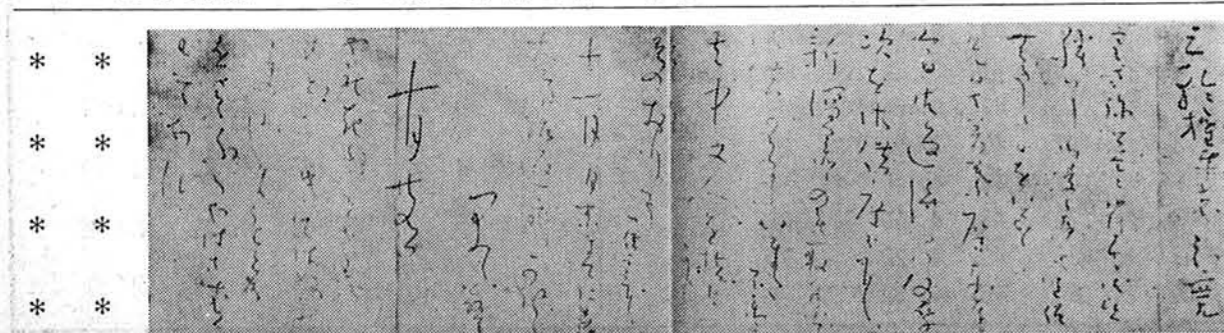
△年金制度はなぜ必要か▽
近頃の国民生活の状況をみると、生活環境がだんだん改善され、よい薬がで、医療技術が進歩するに連れて、私達日本人の寿命も驚くほど延びてまいりました。まことに結構なことです。しかし、このことは同時に日本に老人が多くなるといふことで、その生活の問題を考えると、寿命の延長がすぐに老人の幸福に結びつくとはいえません。やはり、老人の生活保障の問題を真剣に考える必要があります。

現在、六十五才以上の人は、人口一〇〇人中六人ですが、昭和六十五年には十一人と現在のイギリスや西ドイツとほぼ同数になり、昭和九〇年には更に二〇人と、いままで世界のどの国においても経験しなかつたような数に達する見込まれております。これは、遠い将来のことと安心していることはできません。個人の老後の設計が青年期や壮年期からはじめられなければならないのと同じように、日本の老人全体の生活保障の問題もいまのうちから長期の見とおしのもとに準備しなければならぬのです。

その生活は、息子や嫁がめんどうをみる、いわゆる家族制度によつて支えられていたが、近頃ではこの家族制度もだんだんくずれ、夫婦と子どもだけの家族が増えてきました。どうしても老人の生活問題は、社会全体が考え、国でとりあげる必要が生じてきたわけですね。年金制度は、その対策の中心をなす国の制度として生まれてきたもので、また、年金制度は障害や死亡の事故があつた場合に生活保障の役割を果すものでも、最近交通事故が非常に多くなつており、そのほかにも、風水害などのいろいろな災害で、けがをしたり、夫を亡くしたりする不幸がひんぱんに起つています。このように、なにか自分自身の力で生活していくことを、国民全部に期待することはとうていできません。そこで社会全体の生活の安心できるものにするために、国が管理する年金制度というものが必要となつてくるのです。

三輪家の研究(一)

良寛さまは万葉集の研究に熱心で、その歌が万葉調といわれ、更にそれを自分のものとして表現したので所謂良寛調という独特の歌風をつくり上げられました。この手紙で見ると、直接三輪家に借用の申入れをし、新潟へ行つてゐるものまで全部揃えて貸してほしいと強く頼み込んでゐる。無遠慮と思われ程である。如何に万葉の研究に熱心であつたかわかり、敬服の外はありません。良寛さまの歌がすぐれているのは、勿論天性の才能にもよるであろうが、異常に熱心な勉強の結果でもありましょう。追録の和歌は大体の意味は寒くなつたことを表わしていることは分るが東郷先生も脱字でもあるのか意味がよく通じないといつていられます。なお良寛さまの書簡には借と貸の誤りが多いのでそのことを附言しておきます。



十一月月末までには大方御返済下仕るべく候。早々敬具 十月廿九日 やれぬものやまもとのをささふくやはさむくこそあれ。